

新居浜市・別子山村合併協議会規約（案）

（協議会の設置）

第1条 新居浜市及び別子山村（以下「両市村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、新居浜市・別子山村合併協議会とする。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）両市村の合併に関する協議
- （2）法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- （3）前2号に掲げるもののほか、両市村の合併に関し必要な事項（事務所）

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市村に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、両市村の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 3 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1）両市村の長及び助役
 - （2）両市村の議会の議長及び副議長
 - （3）新居浜市の議会において、その議員のうちから選出した者 8名
 - （4）別子山村の議会において、その議員のうちから選出した者 2名
 - （5）両市村の長が協議して定めた学識経験を有する者 2名
 - （6）両市村の長がそれぞれ定めた学識経験を有する者 6名
 - （7）両市村の職員のうちから両市村の長が協議して定めた者 2名
- 2 委員は、非常勤とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 9 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第 10 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第 12 条 協議会の事務に従事する職員は、両市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第 13 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、両市村が協議して負担する。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、両市村の監査委員各 1 名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市村の例により会長が定める。

(費用弁償)

第 17 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。